

日本代表選考規程

（目的）

第1条 本規程は、公益財団法人日本バレーボール協会（以下「本協会」という。）におけるバレーボールおよびビーチバレーボールの日本代表選考に関連する必要な事項を定め、円滑かつ公平な運営を行うことを目的とする。なお、日本代表には代表監督を含むスタッフ（以下「代表スタッフ」という。）ならびに選手（以下「代表選手」という。）を含むものとする。また大会等への派遣をせずとも、シーズンの代表登録をもって代表への選出とみなす。

（選考における基本方針）

第2条 日本代表は、日本を代表するに相応しい代表選手および代表スタッフをもって編成する。日本代表として選考され、なおかつそれを承諾した選手ならびにスタッフは、日本代表としての権利を取得すると同時に、日本代表に課せられた義務も遂行しなければならない。選手選考においてはバレーボールおよびビーチバレーボールそれぞれが定める選手選考基準に則り、選考の透明性を図るものとする。

（選考対象）

第3条 日本代表への選考対象者は、選考実施時において次の各号をすべて満たした者とする。

- ① 競技会等の参加資格を満たしている者
- ② 選手選考基準を満たす者
- ③ 代表として相応しいインテグリティを身につけている者
- ④ 本協会が定める方針や定款を含む規程類、その他諸ルールを遵守している者
- ⑤ 心身の健康状態等に照らし、競技会等に参加できる見込みのある者
- ⑥ 本協会の強化計画を優先し活動できる者
- ⑦ 日本代表として選考される意思を有する者

2 日本代表への選考においては、確定前にコンプライアンス規程に違反する事項がないことを確認しなければならない。確認方法については技術委員会が定めるものとする。

（選考における手続き）

第4条 技術委員会（委員会下の部会を含む）は選手選考の原案を作成し、確定前に業務執行理事会へ報告しなければならない。

2 技術委員会は日本代表の選考にあたって、選考対象者およびそれぞれの所属先に選考対象であることを伝え、参加の意思確認を行う。参加意思確認と前条第2項に定める検査の証明をもって代表候補として業務執行理事会へ報告することができる。

- 3 日本代表が決定した場合、当該者へ決定の旨を伝達するとともに、本協会のウェブサイト等で公表する。

（代表の撤回）

第5条 本協会または技術委員会は、下記の各号に該当した場合、日本代表決定後であっても、日本代表の決定を撤回し、当該者を除外することができる。

- ① 正当な理由なく強化方針および指示に従わない場合
- ② 本協会の定める方針や規程類、その他諸ルールに違反した場合
- ③ 日本代表として不適切な言動を行った場合
- ④ 怪我や疾病等により代表活動に参加できなくなった場合
- ⑤ 日本代表選手またはスタッフ本人から辞退の申し出があった場合
- ⑥ 本協会が定める強化計画を優先し活動できない場合
- ⑦ 上記に準ずる理由により技術委員会が除外を免れないと判断した場合

- 2 上記による日本代表の撤回にあたっては、緊急性を要しやむを得ない事情があると認められる場合を除き、原則事前に業務執行理事会の承認を経るものとする。緊急性を要する場合には技術委員長と当該の部会長の協議を経て除外することができるが、事後速やかに業務執行理事会に報告しなければならない。

（不服申立）

第6条 本協会の決定に対する不服申立は、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

（改廃）

第7条 本規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附則

本規程は、2026年7月22日から施行する。